

5分ちょっとでわかる相続問題

もめる争続・かしこい相続

SMART THINK
税理士法人 スマートシンク

税理士法人 スマートシンク
代表税理士 菊地 則夫
社員税理士 宿谷 紫
税理士 山内 孝宏
税理士 漆谷 耕太

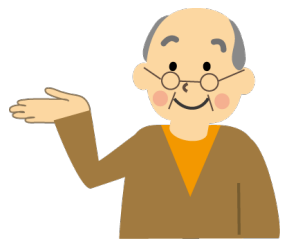


(はじめに) もめる“争族”かしこい“相続”

1. もめる“争族”は「無関心」から

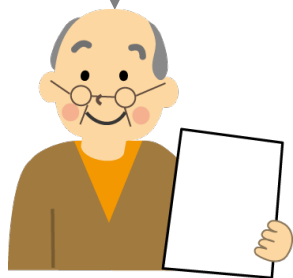
“争族”は予想もしない家族にやってくる！！

相続対策に必要不可欠なこと …… 早めの準備！なのに…



相続対策なんて金持ちの話。
私は財産も無いし、家族も仲がいいから
私の死後は好きにしてくれればいいよ。

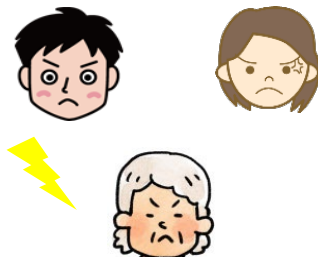
相続開始後



※2～3億の財産を持っていても、
必要性を感じていच्छやらない
オーナー様が非常に多い



【相続人】



僕はこの家に住み続けたい！！
何言っているのよ！売却してお金欲しい
お金がなくて相続税が払えないよ！！

I. 相続とは何か？

2. 単純承認と相続放棄

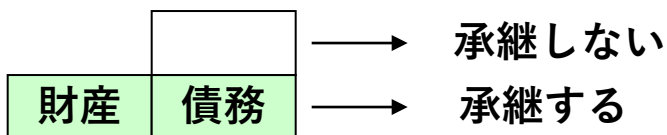
「相続人は被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。」こととされていますが、相続するかしないかは以下の中から選択することができます。

① 単純承認

被相続人の財産・債務を無限に承継します。特に意思表示をしない場合には単純承認したこととなります。

② 限定承認（※）

被相続人から承継した財産を限度として債務を引き継ぎます。



③ 相続放棄（※）

「相続を放棄した者は初めから相続人とならなかったものとみなす。」こととされていますので、被相続人の財産・債務を引き継ぐことはありません。



※限定承認及び相続放棄は、相続の開始があったことを知った日から**3ヶ月以内**に家庭裁判所へ申述書を提出する必要があります。

I . 相続とは何か？

3. 切り出しにくい「相続対策」の話

家督制度から核家族へ

昔
(
大家族
)

長男が家督を継ぎ代々守り抜く
当然財産も全て長男
実家は家族の拠所。
兄弟が困ったら実家が助ける。
土地を売るのは「たわけ者！」



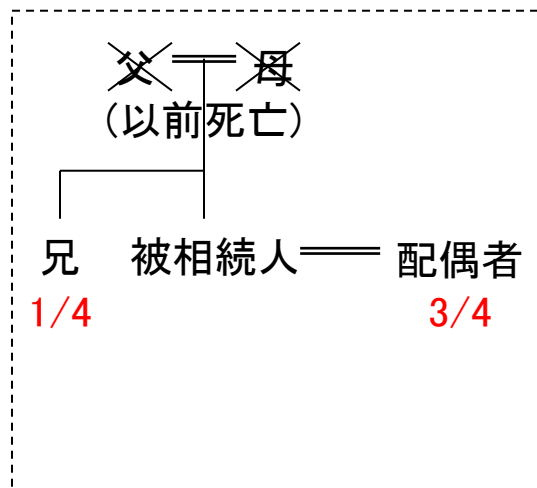
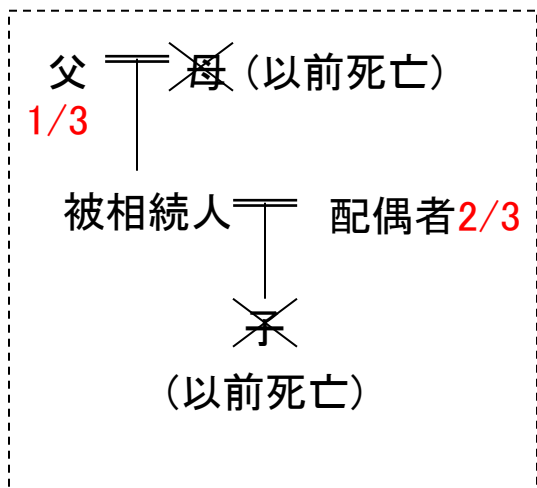
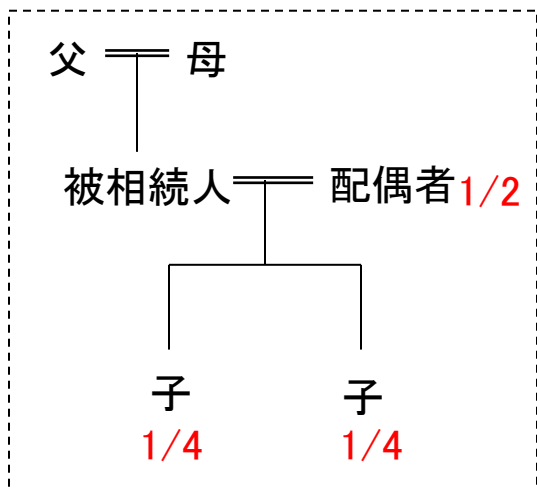
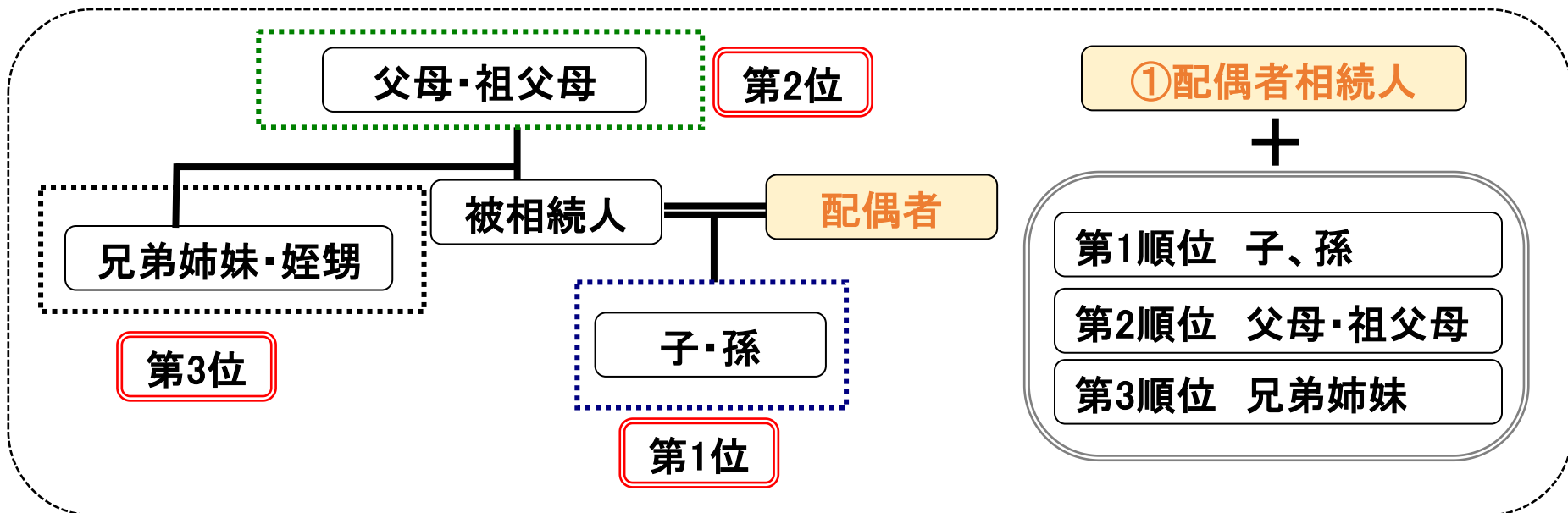
今
(
核家族
)

法定相続人が平等に分割
皆、サラリーマンで自分の仕事がある。
実家は廃業して、親の土地、建物を
「財産」として受け継ぐ
もう自分の家、マンションがあるので、
親・家の土地は相続したらすぐ売却、
又はアパート経営



I. 相続とは何か？

4. 相続人と相続分



I . 相続とは何か？

5. 相続における「法定相続分」の位置づけ

実際の相続分

- ① **被相続人**が遺言書で自由に遺産分けの内容を指定
- ② ①の指定が無い場合、**相続人全員**で話し合い、誰が何を具体的に相続するのかを自由に決める。※負債については、債権者の同意が必要
- ③ 相続人同士で話し合いがまとまらない場合、裁判所によって法定相続分を基準とした遺産分割が行われる

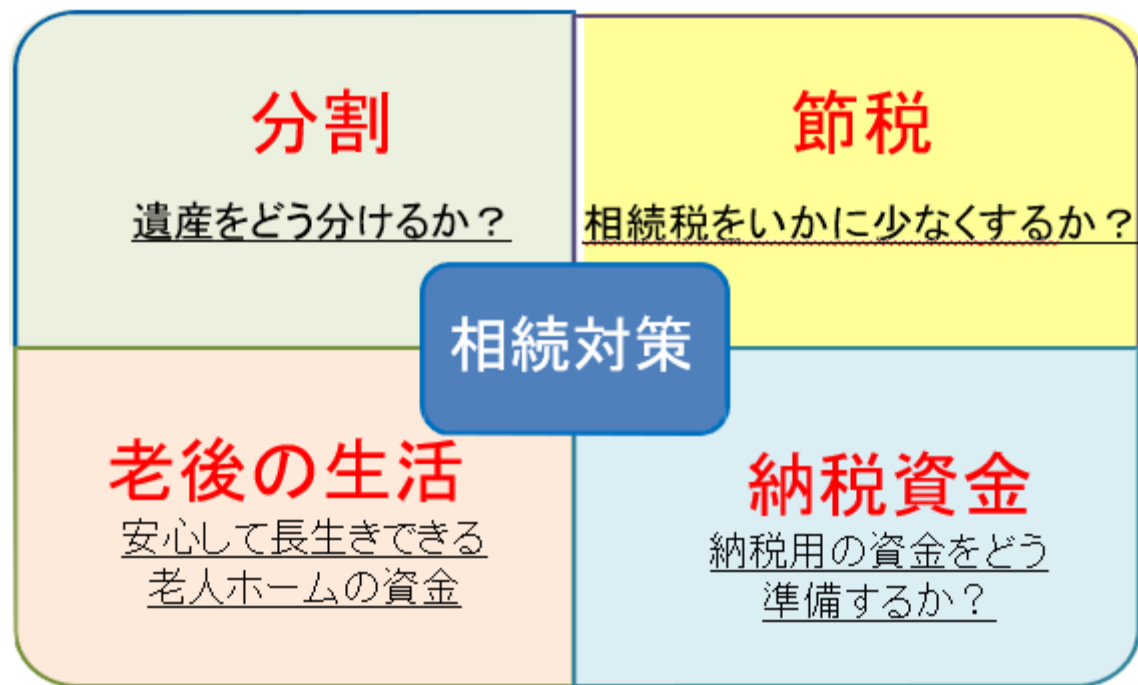
法定相続分

・・・あくまで、遺産分けの基準となるもの

Ⅱ. 相続対策の進め方: 何かからはじめるべきか?

1. 4つの相続対策

家族のためにやっておくべき相続対策は4つ



分割対策と老後の生活は相続税がかかるか否かに関わらず必要な対策

相続税対策は相続税がかかる方のみに必要な対策

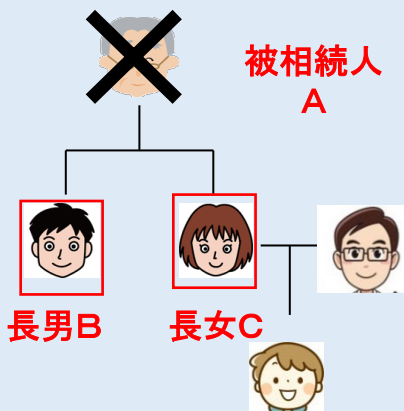
4つの観点から具体的な相続対策を行っている方はほとんどいないのが現状です。
1つの対策に偏らず、4つの対策をバランスよく行うことが必要です。

Ⅱ. 相続対策の進め方: 何かからはじめるべきか?

2. 遺産分割協議

一般的に、相続が発生した場合には、『遺産分割協議』により、だれが何を相続するかを決めます。

①遺産分割協議に参加できる人
⇒相続人のみ(相続人の配偶者や孫は不可)



②遺産分割協議書の作成、署名、押印
⇒相続人のみ(相続人の配偶者や孫は不可)

遺産分割協議書

平成 26 年 4 月 1 日に相続した被相続人 A の財産について、相続人である B、C は下記のとおり分割することに合意した。

- 相続人 B は下記の財産を相続する。
(1) M銀行 S支店 普通預金 口座番号 123456
(2) M銀行 S支店 定期預金 口座番号 987654
- 相続人 C は下記の財産を相続する。
(1) 土地
所在: 横浜市青葉区〇〇
地目: 宅地
地積: 150 ㎡
(2) 建物
所在: 横浜市青葉区〇〇
家屋番号: △△
構造: 木造
床面積: 100 ㎡
- 上記 1 及び 2 に記載がない財産並びに後日判明した財産については、B が相続する。
- 債務及び葬儀費用は B が負担する。

以上のとおり遺産分割協議が成立したので、本協議書を 2 通作成し、各相続人がそれぞれ 1 通ずつ保管する。

預金は B
不動産は C

全員の
署名押印

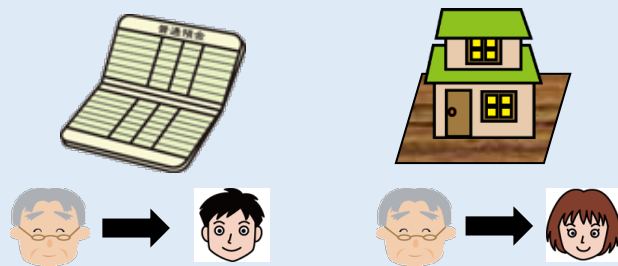
住所 横浜市西区〇〇

氏名 B ㊟

住所 横浜市青葉区〇〇

氏名 C ㊟


③名義変更



分割協議がまとまりやすくするため、財産の整理(売買、権利関係)をしておくべき

Ⅱ. 相続対策の進め方：何かからはじめるべきか？

3. 増加する相続争い



自宅
時価 5,000万
相続税評価 3,000万

収益不動産
時価 10,000万
相続税評価 3,000万
(借入金5,000万円)



長男
時価 10,000万
収益不動産

↑ ↓
相続税評価は同じ
時価が異なる

時価 5,000万
長女
自宅

分割

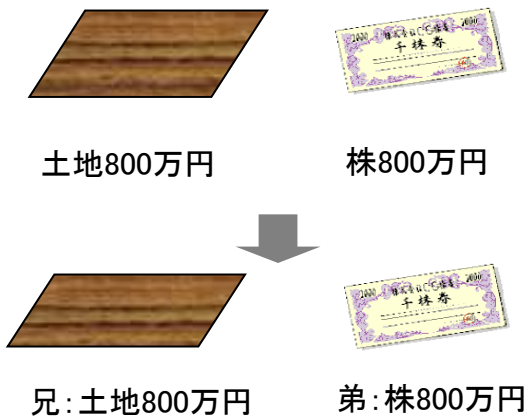
自宅と収益不動産を二人で分割することになるが、不動産の時価が異なるので不公平が生じる。

争いを防ぐために、公正証書遺言の活用で予め分割の対策を！

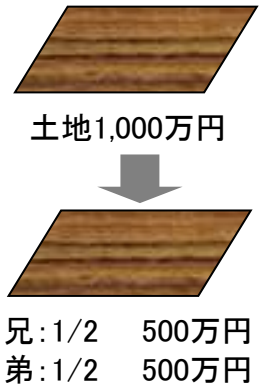
V. 相続ってどんな仕組み？

1. 遺産分割の方法

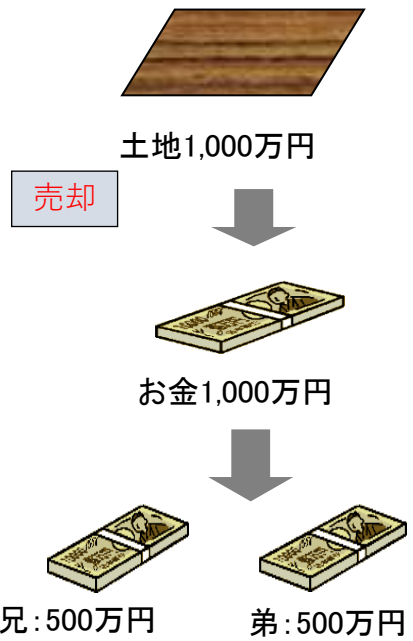
現物分割



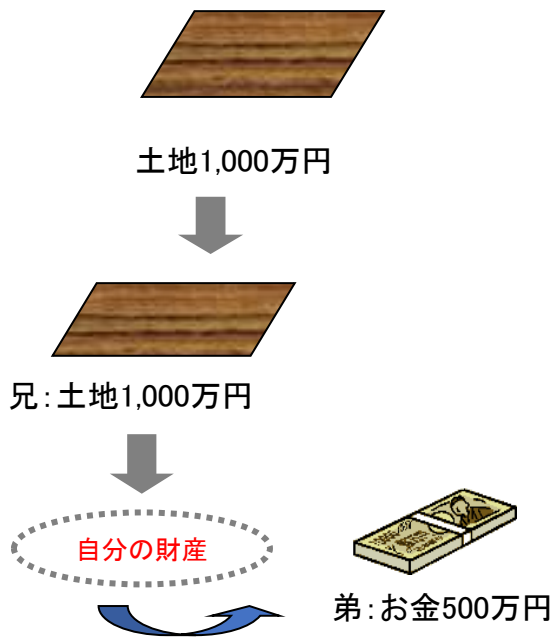
共有分割



換価分割



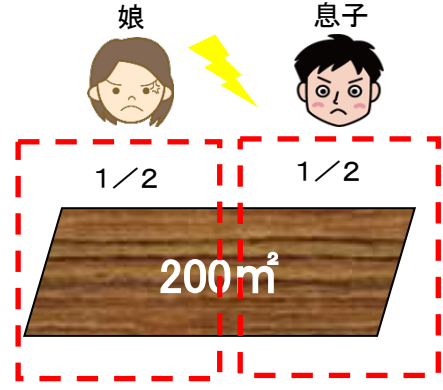
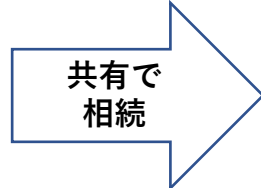
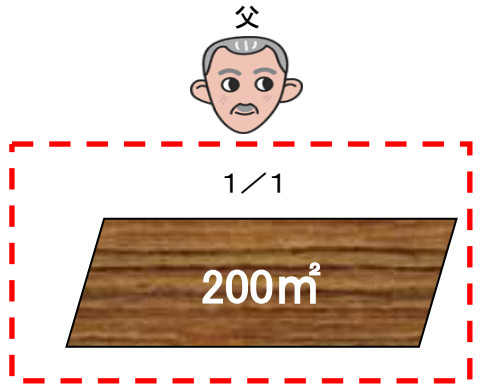
代償分割



V. 相続ってどんな仕組み？

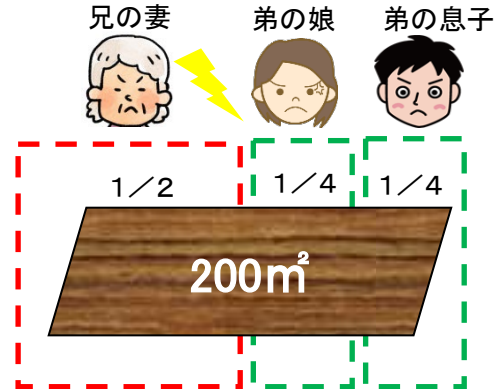
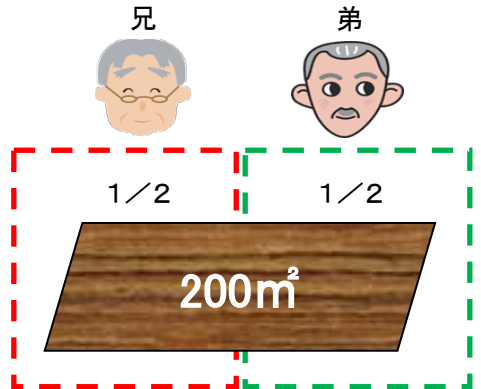
2. 共有状態の解消①

《単有⇒共有》



共有での相続はモメやすい
⇒単有でもらう人を遺言書などで指定すべき！

《共有⇒共有》



共有物件の相続は、共有者が
増えてさらにモメやすい
⇒相続発生前に共有状態を解
消しておくべき！

共有で不動産を保有することはできるだけ避ける

V. 相続ってどんな仕組み？

2. 共有状態の解消②

不動産はなるべく単独所有で分ける

なぜ、不動産の共有相続は避けるべきなのか？

兄弟間の共有では・・・

- ・ その後の相続での共有者の数がどんどん膨れ上がる
- ・ ほとんど縁のない姪・甥や各々の配偶者等が共有者となる
⇒ 物件の処分や賃貸業そのものもままならないことに！

！ 不動産の共有登記は問題の先送りにすぎない！

物納対象とすることができない

事実上売却ができない

事実上担保に入れられない

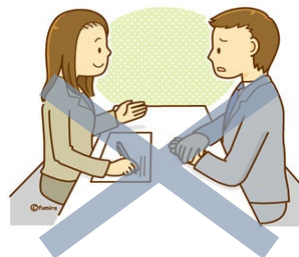
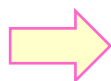
相続の度に共有者が増える

Ⅱ. 相続対策の進め方：何かからはじめるべきか？

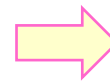
3. 遺言書の作成①

遺言あり

遺言書



遺言分割協議



遺言書にしたがって分割

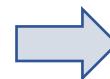
→ もめる可能性低い

遺言なし

遺言書



遺言分割協議



相続人全員で話し合っ
て決めたとおりに分割

→ もめる可能性高い

遺言書の作成により、もめる可能性が減る

[ポイント]

- ・遺言がある場合は遺言に従って分割、遺言がない場合は遺産分割協議に従って分割します。
- ・遺言書がある場合でも遺産分割協議をすることができます。

Ⅱ. 相続対策の進め方: 何かからはじめるべきか?

3. 遺言書の作成②



	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	本人が手書きで作成する	本人が話した内容を公証人が筆記する
証人	不要	2人必要
手数料	不要	必要
保管	本人が保管	公証役場が保管
検認	必要	不要
長所	手軽に作成できる	不備がなく作成できる
	費用がかからない	偽造の心配がない
	遺言の存在を秘密にしておける	検認不要なので遺言を執行しやすい
短所	不備があると無効になる	作成に手間がかかる
	偽造の心配がある	費用がかかる(日本公証人連合会HP、東京シティ行政書士法人HPを参照してください。)
	遺言書が発見されない可能性がある	
	検認必要なので遺言執行に時間がかかる	

手間や費用などから自分に合った方法を選択するとよい。

[ポイント]

- ・自筆証書遺言と公正証書遺言はそれぞれ長所と短所があります。
- ・遺言書といっしょに財産目録を作成しておくことで、相続財産・債務の忘失を防ぐことができます。

Ⅲ. 遺言～遺言の基本～

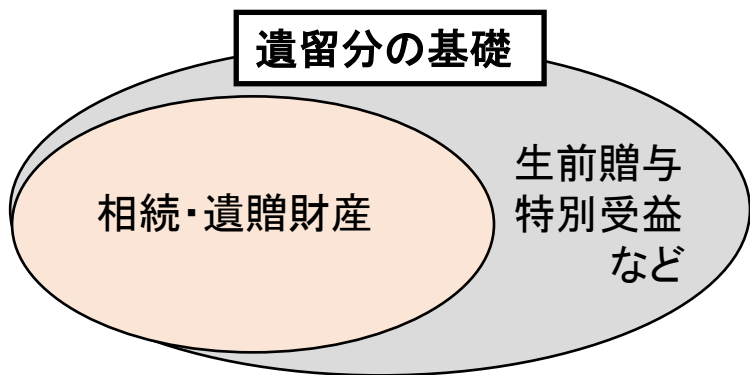
◆遺言作成 12の鉄則

1. 遺言は公正証書でつくる
2. 下書きを作成し、税理士と十分な打合せをする
3. 記載内容は具体的明瞭に
4. 相続財産は全て漏れのないように
5. 実質相続財産の漏れのないように
6. 予備的遺言を入れる
7. 夫婦相互遺言にする
8. 遺留分を考慮する
9. 特別受益を考慮する
10. 寄与分を考慮する
11. 遺言書は納得がいくまで書き換える
12. 遺言執行人を指定する

XI. 相続対策の進め方～何から始めるべきか～

3. 生命保険による分割対策

【生命保険と遺留分】

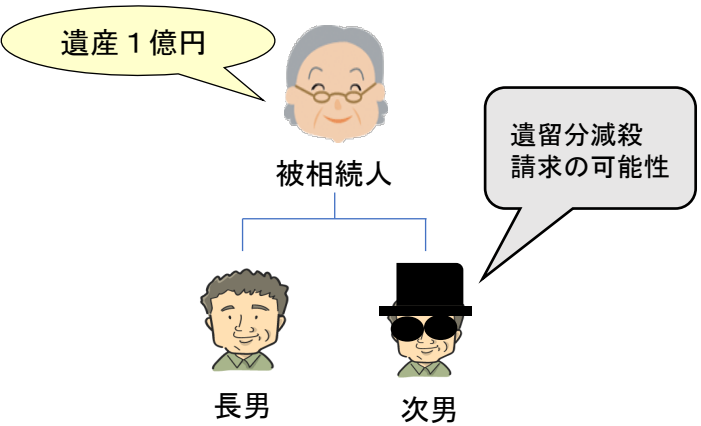


原則として
死亡保険金は含まれない

(注)遺産のほぼすべてが特定の相続人に対する生命保険金である場合など、特別な事情がある場合には死亡保険金を遺留分の計算に含める場合もあります。必ず弁護士等の法律家に相談するようにしましょう。

生命保険に加入することで遺留分を減少させることができる

《遺留分の減少》



・生前に長男を受取人とする生命保険に加入
・支払保険料と死亡保険金は同額の2,000万円

【次男の遺留分】

- ① 保険加入前の遺留分
 $1\text{億円} \times 1/2 \times 1/2 = 2,500\text{万円}$
- ② 保険加入後の遺留分 ※長男の受け取る保険金は遺留分の計算から除外

$(1\text{億円} - \text{2,000万円}) \times 1/2 \times 1/2 = \text{2,000万円}$
保険料

**500万円
減少！！**

※上記シミュレーションはセミナー用の事例です。実際に対策を行う場合には、必ず事前に専門家までご相談ください。

ありがとうございました

相続税・所得税・法人税対策を別の視点から見直してみませんか？

■ 賃貸経営に特化した税理士が、次世代への承継に向けて資産形成の見直しのお手伝いをします

■ 税金相談では下記の方がご相談できます。

- アパート経営をされている大家さんで法人化などの税金対策を考えられている方
- 相続税の基礎控除縮小により相続対策を考えられている方
- 相続が発生し相続税の申告が必要な方
- 現在の不動産所得の申告に不安のある方
- 老後の生活対策として住まいの買換えを検討されている方など
- 実家や相続した不動産を売却されて負担する税金が気になっている方

■ 不動産税務・相続の最前線で数多くの経験を積んだプロの税理士が、相談員として対応いたします。

■ 税理士法人スマートシンクでは毎日税金相談を行っています。



〒163-0023

東京都新宿区西新宿1-8-1 新宿ビルディング6階

TEL:03-6300-9501 / FAX:03-6300-9502

HP:<https://smtt.co.jp> ※税務情報動画配信中※

MAIL:kikuchi@smtt.co.jp

